

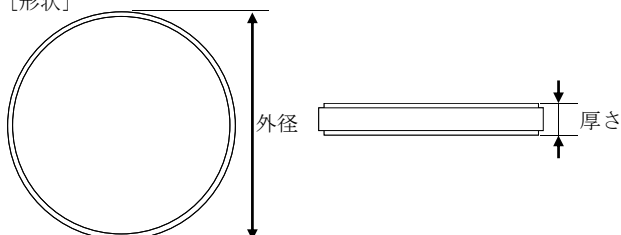
歯科材料 2 歯冠材料  
管理医療機器 歯科切削加工用セラミックス 70805000  
**K Z R - C A D ハイTRANス Z r**

\*【禁忌・禁止】

- ・本材又は類似製品で作製された歯冠修復物に対して発疹、皮膚炎等の過敏症の既往歴のある患者には、使用しないこと。
- ・歯ぎしりや口腔悪習癖のある患者に使用しないこと。

\*【形状・構造及び原理等】

〔形状〕



単位 [mm]

| 外径   | 厚さ                             |
|------|--------------------------------|
| 98.3 | 10, 12, 14, 16, 18, 20, 22, 25 |

〔原理〕

歯科用コンピュータ支援設計・製造ユニットを用い切削加工後、最終焼結することで歯科修復物を作製するものである。

〔主成分〕

酸化ジルコニウム

【使用目的又は効果】

歯科技工室設置型コンピュータ支援設計・製造ユニットとともに、歯科セラミックス製補綴物の作製に用いること。

【使用方法等】

- 1) 本品を、適合する CAM 装置に固定します。
- 2) CAD 装置でデザインされたデータを、CAM 装置に取り込み、CAM 装置を加工ができる適切な状態に設定します。
- 3) CAM 装置で研削加工を開始します。
- 4) 加工終了後、加工された本品を CAM 装置から取り出す。
- 5) 歯科技工用焼成炉を使用し、1430℃で2時間焼成します。

〔使用方法に関連する使用上の注意〕

- 1) 本材とサイズの適合しない歯科用コンピュータ支援設計・製造ユニットには使用しないこと。
- 2) 本材に記載されている拡大係数に従い設計すること。
- 3) 本材の切削は乾式で行うこと。
- 4) 切削後のフレームは切削屑をよく取り除くこと。
- 5) 焼結温度、時間は目安であり、焼結状態は炉の種類や形状によって異なるため、使用している電気炉にて試焼きを行い焼結温度が適正であることを確かめてから使用すること。
- 6) 形成後の修復物の形態修正を行う場合は、過度な局所加熱による破断・破折に注意し、ダイヤモンドバー等を用いて行うこと。
- 7) 本材に築盛する陶材は酸化ジルコニウム用の陶材を使用すること。
- 8) 酸化ジルコニウムは低温水熱劣化現象が起こるためオートクレープの使用は控えること。
- 9) 紫外線照射器等に入れないこと。

\*【使用上の注意】

1) 使用注意

- ① 本品の使用により発疹、皮膚炎などの過敏症を起こした患者には使用を中止し、すぐに医師の診察を受けさせること。
- ② 本品または類似製品に対して発疹、皮膚炎などの過敏症既往歴のある使用者は、直接触れないようにすること。また、使用により過敏症状があらわれた場合には、使用を中止し、すぐに医師の診察を受けること。

2) 重要な基本的注意

- ① 本品の研磨作業の際には、粉塵による人体への影響を避けるため、局所吸塵装置、公的機関が許可した防塵マスク等を使用し、粉塵を吸入しないこと。
- ② 本品を切削、研磨する際には、目の損傷を防ぐために、保護メガネ等を使用すること。  
万一目に入った場合は、大量の水で洗浄し、眼科医の診察を受けること。

\*\*【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売元：YAMAKIN 株式会社

住 所：〒781-5451

高知県香南市香我美町上分字大谷 1090-3

テクニカルサポート：☎ 0120-39-4929

ホームページアドレス：http://www.yamakin-gold.co.jp